

中小企業等新型コロナウイルス対策 緊急支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している中小企業・小規模企業等の皆様を支援します。

対象者

次の①～③を全て満たす中小企業・小規模企業等

- ① 京都府内に主たる事業所等を有していること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること
- ③ 中小企業応援隊員のコンサルティングを受けていること

受付期間

3/27(金)～
4/30(木)

補助上限額・補助率

小規模企業※

補助上限額 **20万円**
補助率 **2/3**

※常時使用する従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業にあつては5人以下)の事業者

中小企業(小規模企業除く。)

補助上限額 **30万円**
補助率 **1/2**

補助対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取組等に必要経費の一部を補助します。

(具体例)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を防ぐための取組
 - ・ テレワークの実施に係るソフトウェア等の導入経費等
- ◆ 売上向上や販路開拓に向けた取組
 - ・ インターネット販売の強化に要する経費等
- ◆ 固定経費削減につながる取組
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新経費等
- ◆ 固定客を生み出すようなイベント実施
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費等

申請・相談窓口

城陽商工会議所 〒610-0196 城陽市富野久保田1-1
☎ 0774-52-6866

制度全般に関する問い合わせ

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 (中小企業応援センター事務局(京都経済センター内))
☎ 075-366-4357